

【ご参考】ポーランド入国者への隔離措置について（4月16日訂正）

3月29日（月）に行われたミュレル政府報道官及びホラワ・インフラ副大臣の記者会見にて発表された、3月30日（火）以降のポーランド入国者に対する隔離措置の詳細については以下のとおりです。

1 シェンゲン域内国境を越えて入国する場合

- (1) 全ての入国者が10日間の隔離措置の対象になりますが、入国時に入国の48時間以内に結果が判明した検査の陰性証明を提示することで同隔離措置は免除されます。なお、ポーランド国境警備隊に確認したところ、シェンゲン域外からシェンゲン域内を経由し入国する場合、シェンゲン域外からの入国とみなされます。
- (2) 有効な検査方法は、PCR検査又は抗原検査です。
- (3) 徒歩を含む全ての手段による入国者が、同隔離措置の対象です。
- (4) 隔離措置を課された者は、入国後48時間以内に受検した検査で陰性が判明すると、隔離措置期間が終了します。

2 シェンゲン域外国境を越えて入国する場合

- (1) 全ての入国者が隔離措置の対象になります。
- (2) 入国前の検査の陰性証明は無効です。これまで本件隔離措置の免除要件であった入国の48時間以内に結果が判明した検査の陰性証明を提示しても同措置は免除されません。
- (3) 入国後48時間以内に受検した検査で陰性が判明すると、隔離措置期間が短縮されず（PCR検査又は抗原検査）。

3 隔離措置の対象外となる者

- (1) 業務執行の際、以下の者は隔離措置の対象外となります。
  - (a) 航空機の乗務員
  - (b) 漁師、船舶乗組員、海上で作業や検査を行っている技術者及び検査官及び船舶又は採掘プラットフォームで勤務する者及びサービスを提供する者
  - (c) 休息又は船舶の受け渡しのために、船舶以外の手段で国境を超える船舶の乗務員
  - (d) 海上の安全のために船舶で勤務する者
  - (e) 化石燃料のターミナル建設作業者
  - (f) 国際運搬の勤務に就く運転手、
  - (g) 国際運搬を行う車両以外の手段で国境を超える上記の運転手

- (h) 列車の乗務員
- (i) 重量3.5トン以下の自動車で運搬を行う運転手
- (j) 定員が運転手を含む7人から9人までの車両で人員を運ぶ運転手

(2) また、以下に該当する者も隔離措置の対象外となります。なお、基本的に隔離対象外となる身分等を証明する必要があります。

- (a) 国境を跨ぐ農地で農作を行うために国境を超える者
- (b) 任務を執行するポーランド軍及び友軍の軍人、警察官、国境警備隊員、国内安全庁職員、関税税務局職員、消防士、国家警備隊員、道路運搬監査局職員
- (c) 外交団の団員、国際機関代表及びその家族、並びに外交旅券を以て国境を超える者
- (d) 海洋行政の監査官
- (e) ポーランドまたは隣国において就学する生徒およびその保護者
- (f) ポーランドまたは隣国において就学前の教育対象となる子供とその保護者
- (g) ポーランド以外のEUまたはEFTA加盟国、欧州経済領域諸国及びスイスにある居住地への移動のためにポーランド国内を通過するEUの長期許可または永住権を有する外国人及びその配偶者・子供
- (h) EUまたはEFTA加盟国の港を往来する娯楽用の船舶に乗船者
- (i) ポーランドの大学に在籍している大学生・大学院生、専門学校の学生
- (j) ポーランド国内で研究活動を行う者（法律で定められている者）
- (k) ポーランドの文化遺産の保護にかかわる業務をポーランド国外で行う者
- (l) ポーランド国内で開催されるスポーツ大会に参加する選手・監督・医師・審判等
- (m) ポーランドでの医療行為の許可を得、ポーランドに来訪する医療従事者
- (n) EUが承認する新型コロナウイルスの予防ワクチンを接種（各ワクチンの必要接種回数分）し、その証明書を所有している者（証明はポーランド語又は英語表記）
- (o) ポーランドまたは隣国において任務・業務を行うためシェンゲン圏内の国境を超える者（以前より例外になっている国境を跨ぎ通勤している者）
- (p) ポーランドの国立スポーツ協会の協会員、医者、トレーナー・審判等
- (q) 新型コロナウイルス感染症に感染し、6ヶ月以内に自宅療養又は退院し治癒した者（証明はポーランド語又は英語表記）
- (r) ポーランドの学校、在外公館付属学校、軍の学校等の教師で、ポーランドで予防接種を受けるために入国する者
- (s) ポーランドの小学8年生の試験、高校卒業試験及び職業試験受験者

(問い合わせ先)

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話 : +48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30、13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号 (+48 22 696 5000) へお掛けください (閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うことになります)。

☆メール : [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

☆HP : [https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryouji.html](https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html)

(了)